

長野県教育文化会議規約

第1章 総 則

第1条 本会は、長野県教育文化会議（略称・教文会議）という。

第2条 本会の事務局は、高校会館内におく。

第3条 本会は、会員が自由に、かつ自主的に教育の内容及び方法の探究・交流を進めるとともに、会員の学識を高め、平和を守り、真実をつらぬく民主教育の確立・発展をはかることを目的とする。

第2章 会 員

第4条 会員は、県立・市立・私立を問わず長野県下の高等学校に在職する教職員および本規約を認め、趣旨に賛同する者とする。

第5条 会員は、教科別研究会と課題別研究会の両方に所属するものとする。また、特設研究会にも所属できるものとする。

第6条 本会に加入する場合は、学校代表を通じて議長に届け出るか、直接議長に届け出るものとする。

第7条 本会を脱退する場合は、学校代表を通じて議長に届け出なければならない。

第3章 組織及び機関

第8条 本会に次の機関をおく。

- 1 代議員会
- 2 運営委員会
- 3 常任委員会

第9条 代議員会は、本会の最高議決機関であって、学校代表者1名（教文委員）をもって構成する。

第10条 代議員会は、これを議長が招集し、3分の2以上の出席によって成立する。議決は、多数決とし、賛否同数の場合は、議長が、これを決する。

第11条 代議員会は、次のことをおこなう。

- 1 予算案の議決及び決算の承認
- 2 研究事業計画の決定並びに事業報告
- 3 役員を選出並びに承認
- 4 規約の変更
- 5 その他、本会の目的達成に必要なこと

第12条

1 運営委員会は、本会の執行機関であって、支部教文会議事務局長、研究会長、議長、副議長、事務局長及び事務局次長をもって構成する。

2 運営委員会は、運営委員の過半数をもって成立するものとする。

3 運営委員会は、次の事を行なう。

- 1 代議員会への原案の作成
- 2 代議員会から与えられた事項の執行

第13条 常任委員会は、議長、副議長、事務局長、及び事務局次長をもって構成し、教文会議の常務執行にあたる。ま

た、運営委員会への原案を作成する。

第4章 役員

第14条 本会に次の役員をおく。

- 1 議長1名
- 2 副議長若干名
- 3 事務局長1名
- 4 事務局次長若干名
- 5 会計監査委員3名

第15条 議長は、本会を代表し、会務を統括する。

副議長は、議長を補佐し、議長事故あるときは、その職務を代行する。

第16条 事務局長は、本会の事務的処理をおこない、事務局次長はこれを補佐する。

第17条 会計監査委員は、本会の経理監査にあたる。

第18条 議長、副議長、及び事務局次長は、運営委員会の推薦により、代議員会の承認を得るものとする。その任期は、2年とする。ただし、留任はさまたげない。

第5章 研究会及びその他の組織

第19条 本会に次の研究会と特設研究会をおく。

(1) 研究会

- 1 国語教育研究会
 - 2 社会科教育研究会
 - 3 外国語教育研究会
 - 4 数学教育研究会
 - 5 物理・化学教育研究会
 - 6 生物教育研究会
 - 7 地学教育研究会
 - 8 保健体育教育研究会
 - 9 音楽教育研究会
 - 10 美術教育研究会
 - 11 書道教育研究会
 - 12 家庭科教育研究会
 - 13 情報教育研究会
 - 14 農業教育研究会
 - 15 工業教育研究会
 - 16 商業教育研究会
 - 17 福祉教育研究会
 - 18 図書館教育研究会
 - 19 学校保健研究会
 - 20 事務研究会
 - 21 学校づくりと教育課程研究会
- 理科教育研究会
- 芸術教育研究会
- 技術・職業教育研究会

- 22 定通教育研究会
- 23 青少年文化（視聴覚教育）研究会
- 24 生活指導・自治的活動研究会
- 25 進路指導研究会
- 26 人権・平和・国際教育研究会
- 27 教育条件整備研究会
- 28 地域と環境教育研究会
- 29 ジェンダー平等の教育研究会

(2) 特設研究会

- 1 教育史・教育法研究会
- 2 特別支援研究会

第20条 研究会の会長（1名）及び副会長（若干名）は、運営委員会の推薦により、代議員会の承認を得て、議長が委嘱する。任期は2年とする。ただし、留任はさまたげない。

第21条 研究会長は、研究会を統括し、運営委員会に予算を請求する。
また、代議員会で決定された事業を責任をもって遂行する。

第22条 本会に次の支部研究会長会を設置する。

- 1 国語教育支部研究会長会
 - 2 社会科教育支部研究会長会
 - 3 外国語教育支部研究会長会
 - 4 数学教育支部研究会長会
 - 5 物理・化学教育支部研究会長会
 - 6 生物教育支部研究会長会
 - 7 地学教育支部研究会長会
 - 8 保健体育教育支部研究会長会
 - 9 音楽教育支部研究会長会
 - 10 美術教育支部研究会長会
 - 11 書道教育支部研究会長会
 - 12 家庭科教育支部研究会長会
 - 13 情報教育支部研究会長会
 - 14 農業教育支部研究会長会
 - 15 工業教育支部研究会長会
 - 16 商業教育支部研究会長会
 - 17 福祉教育支部研究会長会
 - 18 図書館教育支部研究会長会
 - 19 学校保健支部研究会長会
 - 20 事務支部研究会長会
 - 21 学校づくりと教育課程支部研究会長会
 - 22 定通教育支部研究会長会
 - 23 青少年文化（視聴覚教育）支部研究会長会
 - 24 生活指導・自治的活動支部研究会長会
 - 25 進路指導支部研究会長会
 - 26 人権・平和・国際教育支部研究会長会
- } 理科教育支部研究会長会
- } 芸術教育支部研究会長会
- } 技術・職業教育支部研究会長会

- 27 教育条件整備支部研究会長会
- 28 地域と環境教育支部研究会長会
- 29 ジェンダー平等の教育研究会長会

第23条 各教科別・課題別支部研究会長会は、それぞれ正副会長、各支部代表をもって構成する。

第24条 本会に次の下部機関をおく。

- (1) 高水須坂（支部）教文会議
- (2) 長 水（支部）教文会議
- (3) 更 埴（支部）教文会議
- (4) 上 小（支部）教文会議
- (5) 佐 久（支部）教文会議
- (6) 諏 訪（支部）教文会議
- (7) 上 伊 那（支部）教文会議
- (8) 下 伊 那（支部）教文会議
- (9) 木 曾（支部）教文会議
- (10) 松 筑（支部）教文会議
- (11) 安 曇（支部）教文会議

第25条 支部教文会議の規約及び運営は、それぞれ自主的に決定するものとする。

第26条 (削除)

第6章 会 計

第27条 本会の経費は会費、補助金、その他の収入をもってあて、その会費は代議員会で決める。

第28条 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第29条 会計監査委員会は代議員会に会計監査の報告をしなければならない。

第30条 会計規程は別に定める。

第31条 諸会議等への旅費及び役員・研究会長の活動費は、別に定める旅費規定による。

第32条 支部教文会議の経費は支部教文会議が別に定めて徴収する。

付 則

この規約は2021年6月12日より実施する。

沿革	1970年4月1日	制定
	1973年4月1日	一部改正
	1974年6月8日	一部改正
	1980年4月1日	一部改正
	1986年2月28日	一部改正
	1991年6月29日	一部改正
	1993年6月26日	一部改正
	1994年6月25日	一部改正
	1996年6月7日	一部改正
	1997年6月6日	一部改正
	2000年6月3日	一部改正

2001年6月2日 一部改正
2002年6月1日 一部改正
2010年5月22日 一部改正
2017年6月3日 一部改正
2020年6月23日 一部改正
2021年6月12日 一部改正

